

松江市外出支援事業について

福祉目的事業や公的行事等に参加する団体が貸切バスを利用する場合、運賃の一部を補助します。

1 期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

2 対象

市内に居住する方で構成される以下の団体

- ① 構成員のうち8割が65歳以上で構成される団体
- ② 障がい児（者）の団体
- ③ ボランティア活動を行う団体（以下「ボランティア団体」という。）
- ④ 未就学児と保護者の団体（ただし、幼稚園・保育所を除く）

3 対象のおでかけ

利用団体が行う、以下のいずれかのための日帰り旅行

- ① 福祉目的事業の実施
- ② 公的行事への参加（ただし、ボランティア団体は福祉目的行事に限る）
- ③ 利用団体が主催する交流事業等

4 利用回数 1団体につき、同一年度内に1回まで

障がい児（者）の団体は同一年度内に2回まで

5 対象のおでかけ範囲 裏面のとおり

6 補助金額の考え方

補助対象経費 バス利用運賃

（貸切バスのキロ制運賃と時間制運賃の合計額、消費税は含まない）

補助上限額 中国運輸局の公示する運賃下限額

運賃負担額

利用団体の運賃負担額が最小の場合、下表ようになります。ただし、補助上限額を超えて補助することはできないため、運賃負担額が下表と異なる場合があります。

	小型バス・中型バス （～39人乗り）	中型バス（40人乗り ～）・大型バス
市内移動	※15,000円	60,000円
市外移動	22,500円	

※下記の団体は小型バス・中型バス（～39人乗り）の市内移動で補助金を利用する場合、運賃負担額が半額（7,500円）となります。

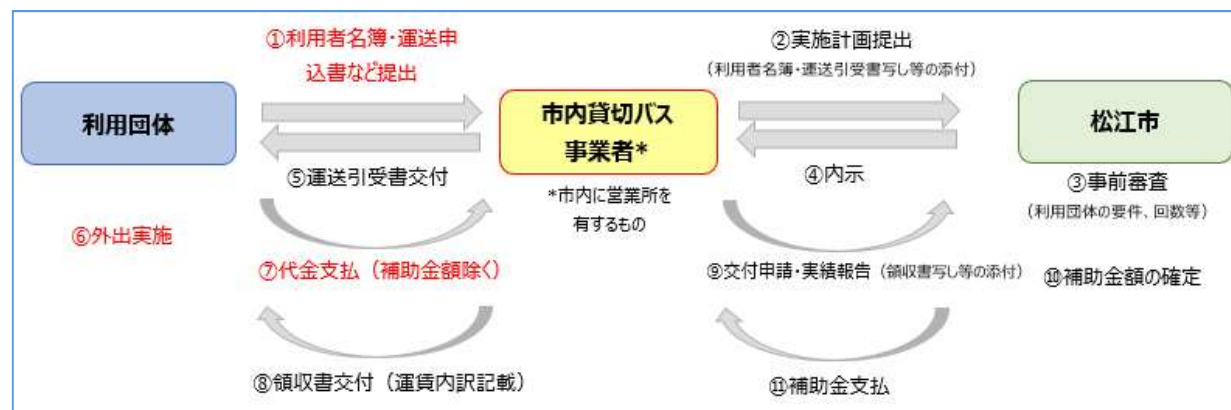
- ①障がい児（者）の団体
- ②未就学児と保護者の団体（ただし、幼稚園・保育所を除く）



7 市への補助金請求の流れ（下線は利用団体の対応）

- ① 利用団体は、貸切バス事業者に、利用者名簿、運送申込書等を提出
- ② 事業者は、実施計画書、添付書類を市に提出
*添付書類：利用者名簿、運送引受書の写し、振込先口座の確認ができる書類
- ③ 事前審査（市）
- ④ 内示通知（市⇒事業者）
- ⑤ 事業者は、運送引受書を利用団体に提出
- ⑥ 対象事業（おでかけ）の実施
- ⑦ 利用団体は、事業者に代金（補助金額除く）を支払い
- ⑧ 事業者は、利用団体に領収書を交付
- ⑨ 事業者は、交付申請・実績報告書、領収書（内訳明示）の写しを市に提出
- ⑩ 補助金額確定。交付決定・確定通知（市⇒事業者）
- ⑪ 補助金支払い（市⇒事業者）

事業イメージ



8 市内の貸切バス事業者一覧

事業者名（50音順）	所在地	電話番号
一畑バス(株)	西川津町 1656 - 1	20-5202
いづみ観光バス(有)	乃白町 468 - 1	26-9339
(有)いやタクシー 東出雲観光バス	東出雲町揖屋 611 - 5	52-2081
(有)鹿島タクシー	鹿島町佐陀本郷 621 - 3	82-1515
(有)クリーンサービス	宍道町佐々布 1849	66-3613
(有)スサノオ観光 松江営業所	東出雲町出雲郷字中島 637 - 2	67-3661
仁多観光(株)	八雲町熊野 3098 - 1	61-5552
日本交通(株)	東朝日町 278 - 3	23-3703
はつみ交通(株)	八束町二子 166 - 1	76-2845
(有)平塚石油	鹿島町名分 377 - 1	82-0551
松江一畑交通(株)	上東川津町 1238	22-3681
松江市交通局	平成町 1751 - 21	60-1111
優心ファクトリー(同)	八束町波入 1532 - 1	76-2523

【問合せ先】 松江市交通政策課 公共交通戦略室 55-5884

松江市外出支援事業 対象のおでかけ範囲

